

議案第37号

石垣市火葬場の設置及び管理に関する条例

石垣市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成27年石垣市条例第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の向上に資するため、石垣市火葬場(以下「火葬場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
やすらぎの杜いしがき斎場	石垣市字大川番名1523番地1

（休場日及び利用時間）

第3条 火葬場の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が火葬場の運営管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を変更し、又は休場日以外の日に休場することができる。

- 2 火葬場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 第1項ただし書の規定は、前項の利用時間の変更について準用する。

（利用許可）

第4条 火葬場の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、火葬場の運営管理上必要があると認められるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用不許可）

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 火葬場の施設又は附属施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、火葬場の管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の施設の利用を制限し、若しくは停止し、第4条第1項の許可を取り消し、又は火葬場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第1号から第2号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、火葬場の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を還付することができる。

(管理の委託)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、火葬場管理業務の一部を委託することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に火葬場の管理を行わせることができるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 前条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書等必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる全ての要件を満たし、火葬場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、火葬場の目的を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による指定をしたとき、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬場の受付及び火葬、葬儀、火葬炉運転等の管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可(不許可も含む。)及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 施設の利用の許可取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める業務

(指定管理者の指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(事業報告書の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定により年度の中途において、指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者が、故意又は重大な過失により火葬場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第16条 第11条の規定により指定管理者と指定した場合は、第4条から第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者又は業務に従事している者は、個人情報 の取扱いについて適切な保護措置

を講ずるとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、火葬場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の石垣市火葬場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可は、この条例の規定によりなされた許可とみなす。

(準備行為)

3 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

区分	単位	市内	市外	
			八重山地区	その他
ア 12歳以上の遺体	1体	23,000円	35,000円	50,000円
イ 12歳未満の遺体		15,000円	23,000円	40,000円
ウ 死産児		8,000円	12,000円	15,000円
エ 手術肢体等(人体の一部)	1人分	5,000円	8,000円	10,000円
オ 遺骨改葬	1体	10,000円	15,000円	20,000円

備考

- 1 市内に係る使用料は、ア及びイにあつては死亡者の死亡時の住所が、ウにあつては分娩時の父又は母の住所が、エ及びオにあつては利用者の住所が本市にある場合に適用する。
- 2 市外の「八重山地区」とは、竹富町及び与那国町において住民基本台帳に登録されている場合をいう。
- 3 「その他」とは、市外において前項の場合以外をいう。
- 4 遺骨改葬は、1体増すごとに3,000円加算する。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

本条例は、やすらぎの杜いしがき斎場に指定管理制度を導入することにより、民間の専門的知見を活用して、安全かつ衛生的な施設運営を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため、条例を全部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。